新潟市移住促進特別支援金(体験居住)交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、新潟市移住促進特別支援金(体験居住)(以下「特別支援金(体験居住)」という。)の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、東京圏 (埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。) 在住者の地方暮らしに対する関心の高まりがあることから、予算の範囲内において本市での体験居住 (転職せずに在宅勤務により1か月以上本市で暮らすことをいう。) 者に特別支援金 (体験居住) を交付することで、東京圏在住者が本市での暮らす魅力を認識すること及び東京圏から本市への移住・定住促進を目的とする。

(特別支援金(体験居住)申請者の要件)

- 第3条 特別支援金(体験居住)を申請できる者は、次の全ての要件を満たす就業をしている者とする。
 - (1) 次条で定める移住元に関する要件
 - (2) 第5条で定める本市に関する要件
 - (3) 第6条で定める就業に関する要件

(体験居住前に関する要件)

第4条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、本市で体験居住する直前に、連続して1年 以上、東京圏に在住していた者とする。

(本市に関する要件)

- 第5条 第3条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する 者とする。
 - (1) 令和2年7月1日 から令和3年3月31日の間に本市で体験居住を開始したこと。
 - (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (3)日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶 者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (4) その他市長が特別支援金(体験居住)の対象として不適当と認めた者でないこと。 (就業に関する要件)
- 第6条 第3条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する 者とする。
 - (1) 事業所から1か月以上の在宅勤務(本市に事業所が無い場合に限る。)の命令を受け、在宅勤務地が本市であること。

(2)週20時間以上の無期雇用契約で、体験居住開始時において連続して1年以上就業 し、雇用保険被保険者であること。

(特別支援金(体験居住)の交付申請)

- 第7条 特別支援金(体験居住)申請者は、特別支援金(体験居住)交付申請書(別記様式 第1号)及び本人確認書類を令和3年3月31日(体験居住を開始してから6か月以内) までに本市に提出しなければならない。この場合において、次の各号の要件に該当するこ とを証する書類を本市に提出する。
 - (1) 第4条の要件
 - (2) 第5条の要件
 - (3) 第6条の要件
- 2 前項各号の要件に該当すると認めるときは、特別支援金 (体験居住) 交付決定通知書 (別 記様式第3号) を交付する。

(特別支援金(体験居住)の実績報告)

- 第8条 特別支援金(体験居住)の交付決定を受けた者は、交付決定後1か月を経過した日から6か月以内に、次の各号に定める書類を本市に提出する。
 - (1)特別支援金(体験居住)実績報告書(別記様式第4号)
 - (2) 連続して1か月以上、本市で在宅勤務を行ったことを証明する資料の写し
- 2 前項の実績報告書等の審査により特別支援金(体験居住)の支給を適当と認めたときは、 特別支援金(体験居住)確定通知書(別記様式第5号)を交付し、1世帯当たり10万円 の特別支援金(体験居住)を支給する。

(他の補助金との併給の禁止)

第9条 新潟市移住支援金交付要綱第11条に基づく移住支援金及び新潟市移住促進特別 支援金(就業・起業)交付要綱第9条に基づく特別支援金(就業・起業)の交付を受けた 者は、特別支援金(体験居住)の交付を受けることができないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、特別支援金(体験居住)の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。